

指導監査改善報告書

法人名 : 社会福祉法人 神童福祉会
 事業所名: アトリオとねやまこども園
 アトリオみなみおかこども園

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
確認監査	(秘密保持・個人情報保護について) 他園への転園等で児童の個人情報を転園先へ提供する際は、あらかじめ書面にて保護者の同意を得ること。 【根拠法令等:豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第27条第3項】	2020年3月18日 改善済み	令和2年度の重要事項説明書に他園への転園等での児童の個人情報を転園先へ提供する場合の取り扱いについて記載し、事前に保護者への同意を得るようにしました。

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名 : 社会福祉法人 神童福祉会
 事業所名: アトリオとねやま保育園
 アトリオみなみおか保育園

福祉指導監査課所管内容

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
施設会計	<p>(執行科目について)</p> <p>自動車税及び印紙税について、雑支出(事務費支出)で支出しているの で、租税公課で支出すること。</p> <p>(アトリオとねやま保育園)【前回指導事項】</p> <p>【根拠法令等:平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う 会計処理等に関する運営上の取り扱いについて」別紙「社会福祉法人会 計基準の運用上の留意事項」別紙3「勘定科目説明」】</p>	平成30年3月改 善予定	自動車税及び印紙税について、租税公課で支出致しま す。
	<p>(積立資産の取り崩しについて)</p> <p>平成28年度中にアトリオとねやま保育園拠点区分において、積立資産 (修繕積立資産11,000千円、備品費等購入積立資産18,500千円、保育所 施設・設備積立資産16,000千円)を取り崩し、アトリオみなみおか保育園 拠点へ繰り入れているが、事前に理事会の承認を得ていないので、是正 すること。</p> <p>(アトリオとねやま保育園)</p> <p>【根拠法令等:平成27年9月3日付府子本第254号、顧児発0903第6号「子 ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費 の経理等について」1-(6)、平成27年9月3日付府子本256号、雇児発0903 第2号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対す る委託費の経理等について」の運用等について問8の答3】</p>	平成30年2月20 日改善済	平成28年度中の右積立資産の取り崩し及び繰り入れに ついては平成30年2月20日開催の理事会にて事後承認 を得ました。また、今後理事会の事前承認が必要な事項に ついては事前承認を得るように致します。

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。